奄美市議会

議員定数・報酬等特別委員会

最 終 報 告 書

令和８年９月 28 日

目　次

１　付託事件　・・・

令和8年9月 28 日

奄美市議会議長　多田　義一　殿

奄美市議会
議員定数･報酬等特別委員会
委員長　伊東　隆吉

議員定数･報酬等特別委員会最終報告書

本委員会に付託された「議員の定数及び報酬等に関する調査」について、慎重に調査及び検討を重ね、その結果を取りまとめたので、奄美市議会会議規則第110条の規定により、次のとおり報告する。

１　付託事件

議員の定数及び報酬等に関する調査について

２　委員会の開催日

令和６年 12 月 13 日、令和７年２月 13 日、６月 30 日、11 月 19 日、12 月 16 日、令和８年１月 14 日、１月 30 日、２月５日、２月 12 日、２月 18 日、３月 10 日、６月 15 日、８月 12 日、９月４日（計 14 回）

３　委員会設置の経緯及び調査の概要

本委員会は、令和６年９月 24 日に設置され、これまで計 14 回委員会を開催し、奄美市議会における議員定数、議員報酬及び費用弁償の在り方について、総合的に調査・検討を行ってきた。

近年、地方議会を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで以上に行政監視機能や政策立案機能を発揮し、市民の多様な意見を市政に反映することが求められている一方、議員のなり手不足など、地方議会の持続可能性に関わる課題も顕在化しており、本市においても将来にわたって議会機能を維持していくために、議員定数及び報酬等について現状を改めて検証する必要がある。

本市議会の議員定数は、平成 18 年３月 20 日の市町村合併当初の議員定数として、合併協議の結果 30 人と定められた。

ただし、発足後の議員数については、合併市町村の在任特例として、合併前の名瀬市、住用村、笠利町の議員 43 人で発足し、同年７月には定数を４人減の 26

人に削減した。その後、平成22年４月に２人減の24人、平成30年に２人減の22人と段階的に削減しており、現在に至っている。

また、議員報酬については、市町村合併当初の議員報酬として321,000円と定められたが、これは平成13年７月に定められた旧名瀬市の議員報酬に揃えたものであり、20年にわたり据え置かれたままとなっている。

本委員会では、議員定数や報酬を単なる経費や議員の処遇の問題として捉えるのではなく、議会が市民の代表機関としてその役割を十分に果たすことができるか、また、将来にわたって持続可能な議会運営を確保できるかという観点を基本として調査・検討を行った。

調査に当たっては、本市議会における定数・報酬改正の経緯を確認するとともに、人口規模が近い全国72市及び鹿児島県内19市での比較、本市の人口推移・将来人口推計、財政状況、市民所得等の分析を行った。

また、全国市議会議長会から講師を招聘して地方議会の現状や議員定数・報酬等について研修を行い、さらに、市民アンケートを実施して広く市民の意見を把握した。

これらの調査結果を踏まえ、本委員会において慎重に協議を重ね、令和８年３月26日に中間報告書を提出した。中間報告書では、議員定数を22人から20人とすること、議員報酬を月額360,000円とすること、費用弁償について新たな基準を設けることを一つの案として示した。

その上で、市民の意見を最終判断に反映させるため、中間報告書を公表し、令和８年３月26日から４月24日までの30日間、パブリックコメントを実施した。その結果、12名の方から様々な意見が寄せられた。

また、議員報酬については、中間報告書提出後、市長に対して特別職報酬等審議会の開催を要請し、その答申を踏まえて最終的な判断を行うこととした。

本委員会は、これらの調査結果、市民アンケート、パブリックコメント及び特別職報酬等審議会の答申を総合的に勘案し、最終的な結論を取りまとめた。

４　議員定数について

（１）基本的な考え方

議員定数は、議会が市民の多様な意見や地域の実情を市政に反映するために必要な議会機能を維持するとともに、効率的かつ円滑な議会運営を図る上で重要な事項である。

議員数が少なすぎれば、多様な市民意見や地域の声を十分に議会へ反映することが困難となる可能性がある。一方、人口規模や行政規模に比して議員数が過大となれば、議会運営に要する経費や市民の理解という観点から、定数の適正化

が求められる。
　したがって、議員定数については、人口規模のみを基準とするのではなく、本市の地理的特性、地域代表性、行政課題、将来人口、市民意見、類似団体との均衡、議会機能などを総合的に勘案して判断する必要がある。

（２）人口及び類似団体等の状況
　本市の人口は減少傾向にあり、将来においても人口減少が続くことが見込まれている。人口減少は、地域コミュニティや行政サービス、財政運営など、市政全般に影響を及ぼすことから、議会についても持続可能な体制を検討する必要がある。
　本市は旧３市町村の合併により誕生した自治体であり、広い市域を有するとともに、名瀬、住用、笠利の各地域ごとに異なる特性を有している。
　特に、離島という地理的条件から、単純な人口規模だけで定数を判断することは適当ではない。
　そのため、人口減少を理由として機械的に議員定数を削減するのではなく、地域の声を議会に反映する機能を維持することとの均衡を図る必要があるとの認識に立って検討を行った。

（３）市民意見及び委員会での議論
　市民アンケートでは 766 件の回答があり、「減らすのが適当」とする回答が77.02％を占め、平均定数は18.262人であったことから、定数削減を求める市民の意見が一定程度存在することが確認された。
　また、パブリックコメントでは、現行 22 人から 20 人への削減を支持する意見だけでなく、現状の 22 人を維持すべきとの意見、さらに削減すべきとの意見、地域代表性を重視すべきとの意見など、様々な考え方が示された。
　特に、削減に賛成する意見については、人口減少や行政改革、議会経費の削減等を踏まえ、議員定数を見直すべきとの考えであり、委員会としてもその趣旨を理解するものである。
　一方、削減に反対する意見については、本市の広域性や離島という地理的条件を踏まえ、議員数が減少することで地域の声が市政に届きにくくなることへの懸念が示されており、これについても十分に考慮する必要があると認識した。
　委員会においても、定数削減については、地域代表性や議会機能を重視して現状維持を求める意見がある一方、人口減少や将来の行政規模を踏まえ削減すべきとの意見があり、双方の立場から活発な議論が行われた。
　本委員会としては、これらの相反する意見を踏まえ、議員定数の削減そのものを目的とするのではなく、議会機能を維持しながら、将来にわたり持続可能な議

会運営を実現するという観点から検討した。

（４）最終的な判断

以上を総合的に勘案した結果、本委員会は、議員定数を現行 22 人から 20 人へ２人削減することが適当であるとの結論に至った。

20 人とする理由は、人口減少や社会経済情勢の変化を踏まえた一定の適正化が必要である一方、これ以上の削減については、本市の地理的特性や地域代表性、委員会活動及び市民意見の反映に与える影響について、より慎重な検討が必要であると判断したためである。併せて、削減を求める市民の意見に応えるとともに、地域の多様な意見を議会に反映するための議会機能を維持するという両面を考慮したものである。

なお、定数については、今回の改正後も固定的に捉えるのではなく、今後の人口動向、行政課題、議会活動の実態及び市民意識等を踏まえ、必要に応じて継続的に検証することが望ましい。

５　議員報酬について

（１）基本的な考え方

議員報酬は、議員が市民の代表として職責を果たすための活動に対する対価として支給されるものであり、議員が本会議や委員会に出席するだけでなく、議案審査、政策立案、行政調査、市民との意見交換、各種研修など、多岐にわたる活動を行っていることを踏まえて検討する必要がある。

一方、議員報酬は議員活動に見合った水準であると同時に、市民の理解を得られる水準でなければならない。

本市議会議員の報酬は、平成 18 年の合併時に月額 321,000 円に統一されて以来、長期間改定されていない。この間、物価や社会経済情勢は大きく変化しており、議会に求められる役割も拡大している。

本委員会では、こうした状況を踏まえ、全国類似団体や県内 19 市での比較、職員給との均衡、市民所得、議員活動の実態等を考慮しながら検討を行った。

（２）中間報告書における考え方

調査・検討の結果、本委員会では中間報告書において、現行の 321,000 円から 39,000 円増額し、月額 360,000 円とする案を示した。

これは、長期間にわたり報酬額が改定されていないこと、議員活動の内容や責任が増していること、類似団体との比較、職員給との均衡などを総合的に考慮したものである。

ただし、中間報告書に示した 360,000 円案は最終決定ではなく、市民からの意見や第三者機関の判断を踏まえた上で最終的な結論を得ることとしていた。

（３）市民意見、委員会での議論及び特別職報酬等審議会

市民アンケートでは「現状のままが良い」が 37.2%、「もっと多いほうが良い」が 30.28%で、回答の平均値は 328,900 円であった。

パブリックコメントでは、議員報酬について、増額を支持する意見と慎重な対応を求める意見の双方が寄せられた。

増額を支持する意見では、議員のなり手不足への対応、若い世代や子育て世代など多様な人材が議会に参画しやすい環境の整備、議員活動に見合った報酬の確保などが挙げられた。一方、慎重な意見では、市民所得との均衡、市民生活への配慮、市財政への影響などを踏まえ、増額幅について慎重に判断すべきとの意見が示され、本委員会は、これらの意見をいずれも重要なものとして受け止めた。

その後、市長に対して要請した特別職報酬等審議会が開催され、社会経済情勢、本市の財政状況、市民所得、他自治体との均衡等を総合的に勘案した結果、議員報酬を現行 321,000 円から 331,000 円へ 10,000 円増額することが適当であるとの答申が示された。

本委員会では、この答申を第三者機関による客観的かつ専門的な判断として重く受け止めた。

特に、議員報酬については、議員自身がその改定について議論することになるため、市民から十分な理解を得るためには、第三者機関による審議結果を尊重することが重要であると判断した。

（４）最終的な判断

以上を踏まえ、本委員会は、特別職報酬等審議会の答申を尊重し、次期一般選挙から、議員報酬を月額 331,000 円とすることが適当であるとの結論に至った。

これは、中間報告書で示した月額 360,000 円という案とは異なるものであるが、市民意見及び第三者機関の答申を踏まえた結果であり、本委員会としては、最終的な判断として答申内容を尊重することが適切であると判断したものである。

なお、議長、副議長、議会運営委員長及び常任委員長の報酬については、その職責や責任の重さを踏まえ、現在の加算額をそのまま適用させる事とした。

今後、議員報酬については、社会経済情勢、物価、市民所得、財政状況、議員活動の実態等を踏まえ、必要に応じて検証することが望ましい。

また、報酬を改定する以上、議員一人ひとりが市民への説明責任を果たし、これまで以上に行政監視、政策立案及び市民との対話に取り組むことが求められ

る。

６　費用弁償について

（１）現状及び検討の経緯

本市議会では、現在、本会議等への出席に伴う費用弁償は支給していない。

合併当初は、旧住用村、旧笠利町に在住する議員に対し、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会等への出席について、１日 2,000 円の費用弁償が支給されていたが、平成 23 年度をもって廃止されている。

本委員会では、議員活動に必要となる交通費についても、議員定数・報酬と併せて検討する必要があると考え、費用弁償の在り方について調査・協議を行った。

費用弁償については、議員の待遇改善という観点ではなく、議員が公務を遂行するために必要となる経費をどのように取り扱うことが適当かという観点から検討した。

（２）市民意見及び委員会での議論

市民アンケートでは、費用弁償の在り方について「現状のまま支給しない」が 52％で最も多く、次いで「新たな基準を検討し支給」が 33％であった。

また、パブリックコメントにおいても、「支給する必要はない」とする意見がある一方、「実費相当額の形」「民間企業や市職員に準じる形」等で支給とする意見など、様々な意見が寄せられた。

本委員会においても、過去に費用弁償を廃止した経緯を重視し、現状のまま支給しないことが適当との意見があった一方、本市以外の県内 18 市では費用弁償が支給されていること、物価高騰等により移動に伴う負担が増していること、地域によって議場までの距離に大きな差があることなどから、一定の基準による支給が必要との意見も出された。

このように、費用弁償についても、支給することへの賛否双方の意見を踏まえて検討を行った。

本委員会では、費用弁償を支給する場合であっても、議員全員に一律に支給するのではなく、実際に一定以上の移動を必要とする議員を対象とし、公費負担についても必要最小限にとどめることが重要であるとの認識で一致した。

（３）新たな支給基準

支給方法については、誰に対しても客観的かつ統一的な基準を適用でき、市民にも算定根拠を説明しやすい方法として、バス運賃を基準とすることが適当であると判断した。

また、全ての議員を対象とするのではなく、市職員の例にならい、居住地から議場まで片道２キロメートル以上ある議員を対象とすることが適当とした。

具体的には、対象となる議員について、最寄りのバス停から市役所前バス停までのバス運賃相当額を支給することを新たな基準とする。

この基準は、客観的な運賃を基準として支給額を算定するものであり、議員間の公平性と制度の透明性を確保することができる。

（４）最終的な判断

以上を総合的に勘案し、本委員会は、費用弁償について、次期一般選挙から、議会の会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会に出席した場合、居住地から議場まで片道２キロメートル以上ある議員に対し、最寄りのバス停から市役所前バス停までのバス運賃相当額を支給する新たな支給基準を設け、その基準に基づき支給することが適当であるとの結論に至った。

これは、議員の待遇改善を目的とするものではなく、本会議等への出席という公務を遂行するために必要となる経費について、一定の範囲で必要最小限の費用を弁償するものである。

一方で、費用弁償については、市民アンケートやパブリックコメントにおいて支給に慎重な意見もあったことを踏まえ、制度導入後においても、実際の支給状況、公共交通機関の運賃、市民意見、社会経済情勢等を検証し、必要に応じて制度の見直しを行うことが望ましい。

７　最終結論

上記を踏まえ、本委員会の最終的な結論は、次のとおりである。

（１）議員定数

次期一般選挙から、現行 22 人を 20 人とする。

（２）議員報酬

特別職報酬等審議会の答申を尊重し、次期一般選挙から、現行月額 321,000 円を月額 331,000 円とする。なお、議長、副議長、議会運営委員長及び常任委員長の報酬については、その職責や責任の重さを踏まえ、現在の加算額をそのまま適用させる事とする。

（３）費用弁償

次期一般選挙から、議会の会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会に出席した場合、居住地から議場まで片道２キロメートル以上あ

る議員に対し、最寄りのバス停から市役所前バス停までのバス運賃相当額を支給する新たな支給基準を設ける。

８　おわりに

本委員会は、議員定数、議員報酬及び費用弁償について、議員自身に関わる事項であるからこそ、市民の理解と信頼を得ることが何より重要であるとの認識のもと、調査・検討を行ってきた。

今回の検討では、議員定数の削減について賛成・反対双方の意見があり、費用弁償についても支給の是非について様々な意見があった。また、議員報酬についても増額を求める意見と慎重な判断を求める意見があった。

本委員会は、こうした意見の違いを踏まえながら、単に多数の意見に従うのではなく、客観的な資料や各種調査結果、本市固有の地域特性、議会機能、市民意見及び特別職報酬等審議会の答申等を総合的に勘案し、現時点における最善の結論を導き出したものである。

今回の見直しの目的は、議員定数や報酬等そのものを変更することではない。最も重要なのは、市民から選ばれた議員がその責任を自覚し、市民の負託に応える活動を行い、議会として市民に信頼される存在であり続けることである。

議員定数を 20 人とすることで、一人ひとりの議員に求められる責任はこれまで以上に大きくなる。議員報酬を 331,000 円とすることについても、市民への説明責任を果たし、報酬に見合った議員活動に努めることが求められる。さらに、費用弁償について新たな基準を設けることについても、制度の趣旨を十分に踏まえ、適正な運用を図らなければならない。

本委員会としては、今回の最終報告が、本市議会の今後の議会改革と、市民に開かれた信頼される議会づくりの一助となることを期待する。

また、今後も議会自らが不断の改革に取り組み、市民との対話を重ねながら、本市の将来を見据えた政策形成及び行政監視に努めることを強く望むものである。

最後に、本委員会の調査・研究に当たり、市民アンケートやパブリックコメントを通じて貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様、資料提供及び説明等に御協力いただいた関係機関並びに執行部の皆様に対し、心から感謝を申し上げ、本委員会の最終報告とする。